

最終報告書

# 多様性世界の平和的共生の方策

公益財団法人国際高等研究所

「多様性世界の平和的共生の方策」研究会

研究代表 位田 隆一

## 目 次

<b>序章 目的と中核要素</b> .....	<b>1</b>
はじめに .....	2
1. 研究の方法 .....	2
2. 指標の試み .....	3
<b>第1章 基軸概念</b> .....	<b>5</b>
1. 多様性世界 .....	6
2. 平和的共生 .....	6
3. 平和的共生の方策.....	8
<b>第2章 平和的共生の新しい指標と調査計画</b> .....	<b>9</b>
1. 意識調査項目を作ることになった経緯と狙い.....	10
2. 本調査の特色.....	10
3. 本調査が持ちうる社会へのインパクトとデータの普及.....	11
4. 調査の計画 .....	11
5. 意識調査（アンケート調査）項目.....	14
6. まとめ .....	14
<b>結章 平和的共生の実現度を図る指標の試み</b> .....	<b>21</b>
基本理念・原則 .....	22
I. 人間の尊厳 .....	22
II. 集団への帰属と疎外.....	24
III. 集団間の関係.....	25
IV. 平和的共生の規範.....	25
<b>研究会開催経過</b> .....	<b>30</b>
<b>研究会メンバー</b> .....	<b>31</b>

## 序章 目的と中核要素

---

本研究は、国際高等研究所戦略会議（ISC）の提示した3つの課題のうちの第3「多様な価値観を持つ社会や国家の平和的共存のための方策」を検討し、これまでの様々な指標に代わる新しい指標を提案しようとするものである。

## はじめに

戦略会議は、その報告書の中で、現代において種々の考え方、多様な価値観、倫理観をもつ人々や社会、国家が存在し、それらが平和的に共存できていない現状から、その原因は何か、その原因を取り除くための方策、そこから平和的共存に至る道をどうすれば描けるか、についての検討を求めた。そして、現在も広く使われている経済活動の指標であるGDPに代わる人間中心の価値観に基づく指標を検討し、これを世界的に議論するネットワークを構築することを目標として設定した。

本研究会は、こうした要請の下で設けられたことから、寛容と協調、互恵の精神を尊重しながら、人間の尊厳に立ち戻り、平和的共生のための価値観を構築することを目標として、日本発の平和的共生を実現するための指標を提示することを第1の目的としつつ、その基盤となる考え方や要素を検討した。本報告は、中間報告を経て、そこで示した指標要素やその実効性の確認方法をさらに精緻化して、理念・基本原則と指標として提案するものである。今後、国際高等研究所から、多様な価値観の存在を基礎とする平和的共生の世界を構築する構想として発信していきたい。

## 1. 研究の方法

人間はこれまで倫理、道徳あるいは宗教などによって対立や紛争、戦争や暴力を克服する努力をしてきた。類似の課題はこれまで世界の各所で取り上げられ議論されているので、それらを改めて集積し俯瞰するのは本研究会の趣旨ではない。むしろ、研究会メンバーがこれまでに蓄積してきた研究の成果を基礎として、寛容と協調、互恵の精神を持つ日本の価値観を基礎として、どのような新しい指標をつくるか、を中心に研究している。

研究課題は3つである。

1) まず、与えられた課題である「人間中心の価値観に基づく平和的共存のための方策」を概念としてどうとらえるか。人間中心の価値観とは何か、またそ

うした価値観の認識にはどのような要素が必要か、を検討しなければならない。

ここには前提として「人間中心の価値観」と「平和的共存」の二つの概念が含まれている。そのうち後者の概念について、議論の基盤を再構成した。戦略会議報告書は「平和的共存 Peaceful coexistence」という用語を用いているが、この「平和的共存」という概念は、歴史的に冷戦時代に旧ソビエト連邦が主張していたというイデオロギイ的背景を含んでいる。旧ソ連は国際連合等においてしばしばこの用語を用いていたが、国連加盟国の多数の容れるところとならず、国連は「友好的関係 Friendly relations」の用語を選択した。その結果が1970年の国連総会決議2625（XXV）「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言」（「友好関係原則宣言」）である。研究会では、戦略会議の意向を理解したうえで、こうしたイデオロギイ的用語を用いることを避けて、より現代的な状況の下で一步進んだ内容を示す概念として「平和的共生 Peaceful co-living」という用語を用いることとした。

同時に「平和的共生」は、「平和的共存」が国家間レベルの関係を念頭に置いているのに対して、国家や社会の中で生きている人々にも焦点を当てたより広い概念として理解している。戦略会議の考える「平和的共存」も、「人間中心の価値観」というとき、単に国家と国家のみの関係、その意味で伝統的な国際関係のみを考えているのではなく、そこで暮らす人々の安寧と幸福を念頭に置いているのは明らかである。

2) 第2に、それではGDPに代わる人間中心の価値観に基づく「指標」とはどのようなものか。GDPはとりわけ経済的性格の強い指標である。GDP指標というとき、それはいわゆる「発展 development」概念と結びつくことが多い。しかし、例えばMDGs（ミレニアム開発目標）に見るように、GDPのみでは発展そのものが測りえないものであることは明らかになった。それであれば、新しい指標に必要な考慮要素は何なのか、を抽出する必要がある。そこで求められているのは、「人間中心」という基本観念であるが、実は我々は「人間」に対する価値観自体が様々な異なる社会に住んでいる。現代世界の課題がまさに多様性の中の共通意識や共通価値であり、したがって様々な文化間、文明間のコミュニケーション

ンと相互理解が必要なのである。そのことはとりもなおさず各文化の持つ基本的価値の相互尊重を意味している。

それゆえ、「指標」を考える上においては、とくに欧米中心の価値観のみではなく、日本、アジア、イスラム、アフリカといった様々な価値観を統合する要素を探究することが求められ、それらの要素に基づいて指標が策定しうることになる。

しかし、ここでいう指標は、これまでの指標のように現状を評価するための指標ではなく、平和的共生の世界に到達した場合にはそれらの指標の持つ基準が満たされているべきものとしての指標である。したがって、本質的に目的志向性のある、また質的な指標であり、量的または数値的指標ではない。

3) 第3に、指標は、策定しえたとしても、それで十分ではない。策定した指標が真に平和的共生を表すか、検証する必要がある。新しい指標を様々なレベルに試行的に適用して、指標の実効性を確認する。前述のように、平和的共生は国家間レベルのみでなく、コミュニティレベル、そして住民レベルでも認識されなければ真の実効性を持たない。そこで、我々は住民に対するアンケート調査により、一方では住民が何を平和的共生であると感じるのか、を探ると同時に、他方で実際に平和的に共生している状況にあるかどうかの調査を実施する。

この調査に関しては、これまで平和構築の現場での調査研究の経験の深いメンバーが中心になって実施する。対象となる住民は、実際に平和が破壊された又は紛争を経験した地域で、現実に平和が再構築された又はされつつある過程にある国または地域の住民を選ぶ。調査の趣旨や、詳細な方法、内容については本報告の第2章で述べることとする。

4) 以上の3課題への取り組みを踏まえて策定した新しい指標とその基盤になる考え方を、日本から世界に発信し、議論を提起する。この段階は研究をまとめた後に、成果の発表を日本語及び英語で行うことにより、平和的共生の実現へのさらなる議論を興すことが目的である。

すでに本中間報告は大阪及び東京でのシンポジウムにおいて国内の議論を巻き起こした。また英語に翻訳したものを海外に発信することも予定されている。本報告書は、上記の3つの課題の検討段階

を経て、さらに中間報告書に対する様々な反応や議論をも組み込んだ上で、この最終報告書をまとめたものである。我々は、本報告書とその提案する指標が、世界におけるこの種の議論をリードすることができると考えている。

## 2. 指標の試み

研究の最終目的である平和的共生の指標を策定するために、本研究では総括的にこれまで用いられている様々な指標を念頭において、まず我が国から発信する場合の基軸となる概念を構築する必要がある。そこで第1章では、基軸となる概念について明らかにする。とりわけ、課題にある「多様性の世界」及び根本目標である「平和的共生」について概念と枠組みを理論的に明らかにしておかなければ、本研究そのものが砂上の楼閣に等しい。

そのうえで、我々はここまで課題の示唆するいくつかの基本的な価値概念を含めて、指標のいくつかの基礎となりうるであろうキーワードを抽出した。これらのキーワードは次章の基礎概念の考察においてさらに検討される。これらを通じた指標が最後の結章で提示される。

### (1) 人間（人間の尊厳、人間中心）

平和的共生の指標を策定するにあたって第1に重要なキーワードは「人間」である。これは「人間の尊厳」や「人間中心」といった言葉で用いられる。この「人間」というキーワードを通じて、個としての人間と集団（コミュニティ、地域、国家等）としての人間の双方を把握することができる。

しかし、例えば「人間の尊厳」とは何か、を説明することは容易ではない。ここでは生命倫理分野で用いられる自律性(autonomy)、善行(beneficence)、無危害(non-maleficence)、正義(justice)、連帯(solidarity)、衡平(equity)の諸原則も参考になるかもしれない。

### (2) 発展(development)

いうまでもなくこの「発展」というキーワードは経済的観点からのみのものではない。国際連合で用いられてきた“development”は、近年のMDGs（ミレニアム開発目標）やSDGs（持続可能な開発目標）に示されるごとく、経済的發展（開発）を超えて、社会的發展、人間開発にも用いられる用語である。ここでは、経済、健康、教育などにおける格差の存

在と実態が発展にどう影響するのかが重要な課題である。また格差には経済的なものだけでなく、資源アクセスやガバナンスなどの分野における格差も考慮する必要がある。

### (3) アイデンティティ

人間はそれぞれが個としてのアイデンティティをもつ。この個性・独自性は、個人のみならず集団についても重要であり、それが多様性の源泉である。またアイデンティティは他者との相対関係で決まるものであり、そこから相互の関係が表出し、同時に相互尊重の重要性が導かれる。

なお、「国」という集団の持つアイデンティティがこれまで大きかったが、国家のみならず非国家集団の活動・行動が急速に拡大している現状において、国家間の平和という旧来の図式が必ずしもあてはまらなくなる可能性があり、国のアイデンティティとは何か、ということ自体も検討しなければならない。

### (4) 主観と客観

多様性を考えるにあたっては、自己と他者の存在が前提であり、したがって、それぞれの主体（個人から集団まで）がその主観的な評価・判断とともに、客観的な評価・判断も探ることになる。そこで、主観的要素をどのように計り指標化するのが課題であり、そこから、ここに述べているようなキーワードも含めて、指標に必要な構成要素が何かを考え

ることになる。また指標とその構成要素の間で順序付けが必要である。

### (5) inclusiveness と exclusiveness

多様性世界におけるさまざまなレベルの構成員間の平和的共生を語る場合には、その構造的要因にも注目しなければならない。とりわけ、多様性を基礎とした世界を考える場合には、疎外されてきた者の参加が不可欠である。しかしそのことはまさに、現実の社会における排外性(exclusiveness)の裏返しであることも見逃してはならない。

### (6) 我々はどこに生きているのか：場所・環境・時間

多様性世界における指標を考えるにあたっては、現在生きている我々、そしてこれから生きるべき将来世代について、時代、地域（国内・国外・地球）、関係（国際や民族等の集団間）など、指標を設定する枠組みを設定することが必要である。その場合、特に時間軸を念頭に置かなければならない。単に多様性の社会や国際社会といった一般的前提では一律に検討できないと考えられる。

中間報告書では、以上のように重要と考えられるキーワードを示した。その後の研究の中で、キーワードの持つ内容の精緻化、紛争終了後の地域住民アンケート調査の質問項目の設定を通じて、これらの要素をより明確にして、この最終報告書では、指標として提案している。

## 第 1 章 基軸概念

---

本研究では、多様性世界における平和的共生の方策について考察するために、基軸概念である多様性世界、平和的共生、方策について、議論を行った。

## 1. 多様性世界

### 1-1. 多様性とは

現在、世界には、多様な価値観、倫理観、宗教、考え方を持つ人々がいる。このような多様性世界は平和かという、必ずしもそうではない。むしろ、人間には、自らと異なるものを拒否する姿勢があり、相異なる集団間で、紛争・対立を繰り返してきた。

こうした多様性は、けっして国家毎にだけ分類されるわけではない。その他の単位として、宗教、民族・エスニック・グループやハビタットなどもある。実際に、中世では宗教をめぐる対立し、近代主権国家が成立するようになると、国家間で戦争が繰り返され、さらに、民族主義が人々の間で広まると、民族間の憎悪が煽られ、特定民族を殺戮するジェノサイド(集団殺害)も起こるようになった。民主主義・資本主義と社会主義のいずれかすぐれているかを競う冷戦が終わったのちも、旧ユーゴスラビア紛争やルワンダ紛争など、宗教や民族の相違を理由とする紛争は頻発した。人類は、歴史的に、多様性に非寛容であった。

こうした多様性は、それぞれの地域の人々の歴史のなかで発展してきたが、世界各地の自然環境の相違にも多大に影響されてきている。人々は、それぞれの自然環境に対応するかたちで、政治や経済、そして文化を育んできたからである。多様性世界における平和的共生の方策を考えるためには国の政治・経済の仕組みや人々の文化・思想だけでなく、自然環境の相違といった要素も考慮しなければならないことが示唆されている。

### 1-2. 多様性に対する新しい考え方

価値観・思想・宗教・イデオロギーなどを異にする集団間では対立・対決が繰り返されてきたが、現代では、多様性に対する考え方に少しずつ変化が生じてきている。

まず、経済活動において、一体化とともに多様性が重視されるようになってきた。たしかに、経済のグローバル化は、経済制度の一体化を進めるが、人々の間では、それぞれの好みに合う商品が求められるようになってきている。同一品種を大量生産す

る時代から多品種少量生産型が好まれる時代に移ってきたのである<sup>1</sup>。

また、生物界における多様性の維持は、これまでの自然環境を保護していくために必要だという、やや受け身的な意味だけでなく、実は多様であることが自然環境を豊かにしているという、より積極的な意味をもつことを示す。人間社会・地球社会においても、さまざまな点で多様性を維持していくことは、われわれの社会を強靱なものにしていくうえで不可欠であるともいえる。

多様性世界でいかに平和共生を図るかという問いの設定とともに、そもそも多様性世界をいかに維持していくかという課題も設定して、解決策を模索すべきであるとすらいえる。

## 2. 平和的共生

いかにすれば、多様性のある世界において、戦争や紛争を減少させ、多様な集団が平和的に共生できる世界を作り出すことができるのか。核兵器技術が拡散し、テロも国境を越えて横行する現代において、喫緊の課題である。

まず、平和的共生の定義・類字語との区別を行ったうえで、平和的共生の指標につながる概念を整理しておく。

### 2-1. 定義・類字語との区別

平和的共生(英語 Peaceful Co-living)を、類似語である平和的共存と対比させながら、定義しておきたい。

平和的共存ということばは、冷戦時代の米ソ関係を表す場合に用いられることが多い。そこでは、価値観や理念では相違があり、この相違をめぐる、双方とも自己の側の優位性を主張して対立し、自己の勢力範囲を拡大しようとして対決する。武力・暴力で相手よりも優位に立つ政策(たとえば軍拡)を追求するが、武力・暴力の行使は控え、相互の存在を認め合うというものである。

これに対して、平和的共生は以下のような考え方であると定義できる。第1に、国家や諸グループの間で、価値観や理念に相違があったとしても、相違があるから対立するとは考えない。自己の価値観や理念を相手に押しつけようとはしない。むしろ、さまざまな価値観・理念のあることを受け容れる(多

<sup>1</sup> 地域統合を進めるEUにおいても、統合のありかたを「統合のなかの多様性」と表現している。



元主義)。

第2に、自己の価値観・理念を信じるものの、相手の価値観・理念をも尊重する。これが共生の意味である。地球社会全体についても、多様性のあることを認識し、多様な価値観・理念が存在することを受け容れるのみならず、むしろ、地球社会全体にとり望ましいとすら見なす。共生ということばには、このような考え方が含まれている。

第3に、自己の価値観・理念を相手に押しつけようとはしないゆえに、共生の方法は、暴力的なものはありません、平和的となる。

なお他者との関わりをできるだけ少なくし、共生するという消極的共生もありうる(たとえば鎖国)が、グローバル化が進展する現代では、関わりを少なくすることは困難であり、積極的共生を想定して、議論を進める。

## 2-2. 平和的共生の方策

本研究では、多様性世界における平和的共生の方策を考えるために、まず、平和的共生が欠如している状態とはいかなるものか、について議論し、次に、どのレベル(国家、宗教、ハビタット等)で平和的共生が欠如しているのか、いいかえれば、どのレベルで、平和的共生のための方策を検討することが地球社会のニーズとして要請されているのか、を考察した。そのうえで、平和的共生の方策を実施するためには、いかなる条件を満たしておくことが必要かを議論した。

### a. 平和的共生の欠如とはなにか

#### —平和的共生の最低要件—

平和的共生が欠如している状態とはどのようなものか。本研究では、これを考えることにより、平和的共生のための最低要件(ミニマムな平和的共生)を検討した。

平和的共生の欠如とは、人間の安全保障と人間の尊厳が確保されていない状況を意味する。もちろん、人間の安全保障と人間の尊厳さえ確保されておれば、平和的共生が確保されたというわけではない。人間の安全保障と人間の尊厳の確保は、平和的共生のための必要最小限度の要件である。

人間の安全保障とは、貧困からの自由と恐怖からの自由から構成される。前者は、人間として生活するための基礎的なニーズが確保されているかどうかである。後者は、日々の安全に対する恐怖から免

れているか、あるいは国内の過激派の暴力や他国からの攻撃に対する恐怖から逃れることができているかどうかである。

人間の尊厳とは、個々人の人格を尊いものとして対応されることである、と理解できる。どこまで人格を尊重された対応が示されれば、人間の尊厳が確保されているといえるのか、実際には判断しにくい。むしろ、この場合も、人間の尊厳の欠如とはなにか、という問いにすると、「虫けらのような扱い」などはこれに該当し、わかりやすい。

### b. いかなる集団内・集団間で平和的共生が欠如しているか —一方策の対象—

共生とは、自己と他者の共生である。自己と他者を区別するものはなにか。国家か、民族か、宗教か、階級か、性別か、勤務する会社か、出身大学か、応援する野球球団か。

自分が帰属していると意識する集団は単一とは限らない。もし、複数の集団にアイデンティティを持つ場合、そのうちのいずれの集団へのアイデンティティがもっとも強いのか。

さて、自身が帰属すると意識する集団内において、人々は、どの程度、参加・参画していると感じているのだろうか。いいかえると、取り残されているとか、排除されているという感触をいただいているだろうか。この場合、現実に取り残されているかという客観的事実の問題とそのように感じるという主観の問題を区別して考察することは大切である。

次に、自身の帰属する集団は、他の集団と比べ、差別されていないだろうか。この点についても、主観と客観を区別して、検討することが必要である。

### c. 平和的共生を実現するための必要条件はなにか —一方策に取り込むべき要素—

平和的共生を実現するためには、いかなる条件が必要なのか。本研究は、規範の共有・共通の問題意識・コスト負担の用意の3つの要素が必要であり、方策にはこの3つの要素を取り込むべきと考える。

若干、説明をしておきたい。第1の条件は、平和的共生が必要であるという、ミニマムな価値観・規範がお互いに共有されているかどうかである。というのも、他者、特に特定の他者グループとは、共生する必要がないと認識するグループや人々も存在するからである。他者の存在に関する寛容度であ

る。方策を講じるための大前提ともいえる。

第2に、自己の帰属集団と他者の帰属集団との間で、格差・差別があると認識しているかどうか。いかえると、平和的共生のために、なんらかの改善策が必要であると認識するかどうか。問題の存在についての認識の共有である。世界の人々のグループは実に多様であり、どのユニット（国家、民族、宗教、階級など）で、不公平・不平等が存在しているか、について、共通の認識を有しているかどうかは、方策の効果に大きく影響する。

第3に、改善のためのコスト支払いをどこまで覚悟できるか。一般論として平和的共生が必要であると認識し、現実問題としてグループ間格差や差別が存在すると気づいていても、いざ、改善のために、自分自身もコストを支払わなければならないとなると、態度が変わることもありうるからである。

支払いコストには、①自己の帰属集団（国家や組織など）が支払うのであり、自身が直接にコスト負

担するわけではない場合もあれば、②他者を自己の帰属集団に受け容れる場合もある。もっともコストの大きなケースは、③自身や家族が、他者の集団に入る場合や、承諾を求められる場合である。この場合は、自身がアイデンティティを喪失することもあり、大きな精神的負担を伴う。

### 3. 平和的共生の方策

#### —重要概念と具体的指標—

平和的共生の方策を考えるために考察した、①平和的共生の最低要件、②方策の対象、③共生のための必要条件は、平和的共生の方策の3つの次元を構成する。それぞれの次元における重要概念（本章）と具体的指標（第2章・アンケート大項目・中項目）の対応関係は、28ページの表1に提示するように、平和的共生の方策の理念・原則と指標として示され、また指標の例示的解釈に用いている。

## 第2章 平和的共生の新しい指標と調査計画

---

## 1. 意識調査項目を作ることになった経緯と狙い

本報告第1章で既述されているよう、現代の国際社会にとって、異なる国家間の共生ができるか、また、国家の中における異なる政治勢力、民族、部族が共生できるかどうかは、極めて深刻な課題となっている。「共生ができない」ということは、やがては軍事的な紛争に陥るリスクを内包しており、実際に紛争になれば、そこに住む人々の安全、生命、尊厳が根底から脅かされることになる。

では、人々がお互いの命や尊厳を尊重し、共生することができているかどうかを、一体どのような方法で、認識することができるのか。果たして、共生の度合いを認識するインデクス（指標）を作ることば可能なのか。そうしたインデクスを作ることば、何が共生を妨げ、何が促進するのかについての分析を助けることにつながるのか。「多様性世界の平和的共生の方策」研究会では、この問題について、数度にわたって議論を続けてきた。

その結果、アンケート調査によって、血管系の病気（心臓病や脳梗塞、心筋梗塞など）のリスクを測ることが可能なように、共通の意識調査を対象地域で行うことで、共生の度合いや、軍事的な紛争が起きるリスクを測ることはできるのではないかという議論になった。

具体的には、モデルとなる「意識調査（アンケート調査）項目」を作り、その意識調査を実施することで、そこに住む人々が主観的に感じている、A) 自らの安全の度合い、B) 自らのアイデンティティや、自らが所属しているグループにおける意思決定への参加の度合い（自らの尊厳がどこまで尊重されているかという度合い）、C) そして他の国や、アイデンティティの異なる人々（他者）との共生や、寛容の度合いなどについて把握することはできるのではないかと、ということで合意が得られた。

他方で、こうしたアンケート調査による数量的な把握だけにとどまらず、その国に専門家が調査に赴き、政治的、経済的、歴史的 analysis を行いつつ、なぜある国が、長期間にわたって平和的な共生に成功し、他の国は失敗しているのかについて、分析していくことも重要であることが確認された。そのため、数量的手法と質的手法の二つを同時並行に行うことが、調査手法として望ましいという結論に至った。

こうした議論に基づき、研究会では、紛争後国でのアンケート調査を実施した経験を持つ東を中心に、紛争地域住民の意識調査項目を作成した。意識

調査項目は3つの要素から構成される。第1は、個々の住民の安全・安心に関する意識についてである。基礎的なニーズへの充足感、日々の安全への恐怖、国内の過激派や、他の国からの攻撃に対する恐怖感や警戒感など、人々の安全や平和に関する認（Perception）を網羅的に把握する。第2は、アイデンティティ調査である。彼女や彼が属する家族、コミュニティ、地域、地方政府、国家、企業、などにおいて、どの程度その意思決定に参加していると感じているのか、それとも疎外されていると感じているのかを調査する。第3は、他者に対する寛容度を把握するための調査である。他のグループに対する寛容度に加え、自身の家族などが他のグループに入るようになるような場合の寛容度も対象とする。

## 2. 本調査の特色

本調査の特色は、第1に、紛争経験国・地域での住民意識について、現地で調査を行い、エスニック・グループや部族に関する意識調査データを作成することである。

従来から、国内紛争については、データの裏付けが乏しいという問題が存在した。もちろん、軍事紛争に関する定量的なデータについては、スウェーデンのウプサル大学(Uppsala University)の、ウプサル軍事紛争データ(Uppsala Armed Conflict Data)などが広く活用されている。しかし、このデータは、あくまで客観的な紛争の強度（死者の数などに代表される）を測るものであり、そこに住む人々の主観的な認識(Perception)に重点を置き、世界の異なる地域を比較することが可能なデータは、これまで世界的にも開発されていない。主観的な認識については、せいぜい、異なる国や地域などのケース毎に、国連組織の委託や、個人のフィールド調査の延長線上として行われた意識調査の結果しか存在しない。<sup>2</sup>

本調査は、紛争経験国・地域における主観的な認識を、体系的に調査し、これをデータベース化する点で独創的な点であり、また世界の紛争研究に大き

<sup>2</sup> 例えば、紛争地域のアンケート調査については、東が、2008年に行ったアフガンと東ティモールでの調査がある（『「平和構築」岩波新書参照』）。そこでは、それぞれの国で約300人に対する意識調査によって、政治的な和解や、敵との共存、外国の部隊への認識などについて定量的データを把握し、その量的調査と質的な調査を組み合わせ、アフガンにおける新たな和解プロセスの可能性や方法について論じたものであった。

く貢献するものである。

第2に、紛争地域周辺での一般の人々の意識調査を実施することは、大変な危険を伴うとともに、紛争地域ゆえに住民が意識調査に安易には回答しないこともあるが、本調査では、研究会メンバーの多くが、これまでのフィールド・ワークに取り組んできた経験が豊富であり、それゆえに、現地での意識調査が可能となっている。フィールド・ワークのできる研究者が行う意識調査という点は本研究の特徴であり、どの研究グループでもできるというものではない。

第3に、紛争地周辺での意識調査で得られた結果をデータベースとして、広く世界の研究者の利用のために開放していく。従来、日本の研究機関でも、日本経済を中心に、経済データについてはデータベース化がすすめられ、海外の研究者の利用も多く、一定の貢献を果たしてきた。しかしながら、こうした貢献は、率直なところ、経済学や経営学の分野に限定されているともいえ、紛争研究では、日本の研究者は、むしろデータベースの消費者であることが多かった。本調査は、まず、紛争周辺地域での住民の意識調査データを整備することにより、この点を改善するとともに、日本の社会科学が世界貢献することのできる領域として、意識調査のデータベース化を、アピールしていくことをめざす。

### 3. 本調査が持ちうる社会へのインパクトとデータの普及

本研究は、紛争地域周辺の住民意識調査を実施するものであり、多くの関連分野の研究促進のための基礎研究と位置付けできる。

まず、国際関係研究や日本外交政策において、平和構築は重要なテーマであり、本調査は、こうした平和構築の議論を高めるために不可欠のデータを整備する。本調査の成果となるデータは、平和構築をめぐる議論（学術的および政策的の双方）を、データに裏打ちされた、実態的・現実的なものに改善していく点で貢献できる。

つぎに、地域研究相互間の対話・交流促進に貢献する。本研究に参加する研究者の専門地域は多様であり、それぞれの専門とするフィールドにおいて、住民意識調査を実施する。比較的紛争レベルが低く、多様なグループ間の共存（あるいは平和的共生）が成立している国や地域もあれば、こうした共存が崩壊しつつある地域もある。こうした地域間の状況

の比較を行うことで、それぞれの地域研究の間の比較・対話を促進する効果も期待できる。

最後に、2015年からの研究会を座長として指導してきた本研究代表の位田氏が、2016年4月より、国立大学法人滋賀大学の学長に就任し、「データサイエンス学部」の新設準備を進めた（2017年4月設立）。本調査の成果を、滋賀大学データサイエンス学部を拠点とするデータバンクのなかで、内外に公表し、データの活用を推進することが期待できる。そこでは、日本語・英語の双方で解析し、結果を提示し、視覚的にも魅力ある二次元、三次元グラフを作成して、世界に発信する。

## 4. 調査の計画

今後、競争的資金に申請書を出し、もし採用されれば、本研究に財政的な基盤を得ることができる。以下は、もし申請が通った場合の、仮の計画である。

### 4-1. 具体的に調査する国や地域

本研究は、以下の9カ国について調査を予定しており、その比較研究から、共生を可能にする要因と、共生を難しくする要因を分析していく。

- 1) 比較的平和的共生が成功しているケース（タンザニア、東ティモール、レバノン）
- 2) 共生と紛争の間にあるケース（コンゴ民主共和国（DRC）、ミンダナオ、チュニジア）
- 3) 共生がうまくいかず軍事的紛争が絶えないケース（南スーダン、アフガニスタン、シリア（調査地はトルコで、シリア難民を対象に行う予定））

### 4-2. 2018年度の計画

#### A) ニューヨーク国連本部における聞き取り調査と現地調査へ向けた交渉

こうしたフィールド調査を可能にするために、まず研究代表者の位田と、国連本部とのネットワークを持つ東が、ニューヨーク国連本部において、それぞれの国を担当する部署の国連政務官や幹部から聞き取りを行う。インタビューに並行して、将来実施する現地調査への協力も依頼する。主な研究協力者は以下の通りである（研究協力者に下線）。

- ① アトル・カーレ (Atul Khare) 国連フィールド支援局長。国連 PKO ミッションや国連特別政治ミッションといった世界各地に存在する国連フィールドミッションを、国連本部で指揮監督するフィー

ルド支援局のトップであるカーレ局長は、2008年に東ティモールで調査を実施した時の東ティモール国連事務総長特別代表(SRSG)であり、当時も調査を全面的に応援した。その縁もあり、2016年4月には、東のフィールド調査を応援するための手紙も書いてくれている。そうした支援をもとに、国連PKOミッションや国連特別政治ミッションの協力を得つつ調査を行う(実際に東は、カーレ局長の推薦を得て、2016年に国連南スーダンPKOミッションの全面的な協力を得てフィールド調査を行った経験がある)。カーレ局長の紹介のもと、南スーダンやDRC、イラクなど、国連PKOミッションや政治ミッションが展開している地域の担当官に会い、現地調査への協力を依頼する。

② タイブルック・ゼリホン (Tayé-Brook Zerihoun)

国連政務局次長。国連政務局は、ミンダナオやイエメン、シリア、チュニジア、イラク、ミャンマー、ミンダナオなど、国連PKO部隊が展開されていないが問題を抱える地域における情報収集、分析、和平調停などを管轄しており、ゼリホン次長は政務局のNo2である。ゼリホン次長は、アカデミックな調査に協力的なことで知られ、東が2016年にエチオピアやケニアで調査をした際、国連在エチオピアAU担当特使に調査協力への依頼を自らのメールでしてくれ、そのおかげで国連AU担当特使の全面的な支援のもと、AUやIGAD(東アフリカ地域機構)の和平調停に携わる人々への調査を包括的に行うことができた実績がある。ゼリホン氏の紹介も得つつ、上記の地域で調査を実施する。

③ エルガシム・エーン (El Ghassim Wane) 国連PKO

局次長。エーン局次長は、国連PKOミッションを、国連フィールド支援局とともに国連本部で監督する局であり、エーン局次長はそのNo2である。東とは何度も会談を行い、2016年度の南スーダンに関する調査についても、全面的に協力し、カーレ局長とともに南スーダン国連PKOミッションに対して、調査に協力するよう応援要請をしてくれた。

こうした国連フィールド支援局、国連政務局、国連PKO局など、国連本部において平和や戦争の問題を扱う重要部局との協力関係の下、フィールド調査を実施する。

**B) 現地調査：タンザニア（アフリカで平和的共生がうまくいっているケース）：2018年度4週間**

タンザニアは、1964年に「タンガニーカ共和国(本土)」とザンジバル「(島嶼)」が合併してできた国であり、キリスト教とイスラム教の信者が半数ずつを占めるにも拘わらず、独立以来ずっと平和を維持し、アフリカでも最も平和で安定を続けて国として知られている。共生がうまく行っている理由は何なのか。アフリカを専門とする峯陽一氏を中心に、歴史的、政治的、経済的分析を、フィールド調査に基づいて行いつつ、本研究会独自の意識調査も、タンザニアの大学と協力して行い、共生が維持されている理由を明らかにしていく。

**C) 現地調査：東ティモール（アジアで平和的共生がうまく行っているケース）：2018年度4週間**

1999年にインドネシアから分離・独立を果たした東ティモールは、国連PKOミッションによる支援を受けながら国づくりを進めてきた。2006年に政治的危機があったものの、その後も、政府と反政府勢力(野党)は、選挙において競い合うものの、民主的な方法を維持し、政府も野党の意見を積極的に取り入れるなど、包摂的な政治プロセスを続けた。その結果2012年末には、国連ミッションが撤退。その後も、政治的安定が維持され、近年の国連による平和構築においても最も成功したケースの一つと言われている。2008年に、東ティモール3か所で計300人のアンケート調査を実施した東を中心に、東ティモールの首都にあるディリ大学の学生の協力のもと意識調査を行う。同時に政府と野党の協力、共存関係について質的調査も実施する。

**D) 現地調査：レバノン（中東で平和的共生が成功裏に進んでいるケース）：2018年4週間**

15年もの内戦に苦しんだレバノンは、1990年の内戦終結以後、18の宗派による閣僚や各省庁の幹部職員に関する徹底した割当制(クォーター制)を行い、政府の権力分有によって、平和を維持してきた。中東において最も、徹底したパワーシェアリングによる平和を達成していると言われるレバノンにおいて質的調査と意識調査双方を行い、共生に関する実情を探る。中東の専門家である中西久枝氏が調査を指揮する。

### E) 滋賀大学データサイエンス学部が中心となってデータ解析：2018年度随時

上の3国でデータが集まり次第、滋賀大学データサイエンス学部において解析を行い、その結果を二次元、三次元のグラフィックにまとめ、随時マスコミ等にも発表していく。

### 4-3. 2019年度の計画

#### A) 現地調査：コンゴ民主共和国（DRC：アフリカで中間のケース）：2019年度4週間

長い内戦を経験し、1999年から国連PKOミッションが派遣されているコンゴ民主共和国は、東部に跋扈する反政府武装勢力M23との戦闘が続き、コンゴ全土での平和と安定を築くことは難しい状況が続いてきた。2013年から国連介入旅団が派遣され、政府軍と共にM23との戦闘を行った結果、現在は小康状態を保っており、首都キンサシャでは、5年前とは見違えるような発展を見せている。国連PKOミッション（MONUSC）や、大規模なオフィスを持つJICAの協力も得て調査を行う。調査は、DRCの調査の経験を持ち、フランス語も堪能な峯氏が中心となって行う。

#### B) 現地調査：ミンダナオ（アジアの中間のケース）：2019年度4週間

数十年にわたる紛争に苦しんできたフィリピンのミンダナオ地方。2014年3月、フィリピン政府とミンダナオ最大の反政府武装勢力モロ・イスラム解放戦線（ MILF ）がミンダナオ和平・包括和平合意文書に署名、ミンダナオ紛争の解決に向け大きく踏み出した。日本は、マレーシアに並び、2006年より積極的にミンダナオの和平調停に参加しており、特にJICAが社会・経済開発支援を通じて、和平関係者の対話を促進する活動を行ってきた。ドゥテルテ氏がフィリピン大統領に就任し、和平プロセスへの影響が注目されている中、JICAの全面的な協力を得て、質的、量的調査を行う。（JICAの和平プロセスのアドバイザーとしてミンダナオ勤務の経験があるJICAの専門家などから指導や助言、紹介を仰ぎながら、調査を実施する。）

#### C) 現地調査：チュニジア（中東での中間のケース）：2019年度4週間

「アラブの春」と呼ばれた社会変革が中東で起こったが、シリアが内戦に、エジプトが軍事独裁政権

に移行する中、チュニジアは民主的政府への移行を続け、テロなどの脅威はありながらも、異なる宗派や政治グループの共存が行われ、最低限の治安や平和は維持されている。研究代表者の位田が、チュニジアの大学とのネットワークを持っていることを活かし、そうした大学との連携・協力のもと、チュニジアで意識調査と質的調査を行う。

### 4-4. 2020年度の計画

#### A) 現地調査：南スーダン（アフリカで戦闘が続いているケース）：2020年4週間

2011年に独立を果たした南スーダンだが、2013年夏にキール大統領が、マシャール副大統領を罷免、2013年12月に反発したマシャール派とキール派の間で大規模な戦闘が勃発し、南スーダンは内戦状態に突入し、二百万人を超える難民と5万人を超える死亡者を出した。2015年8月に、キール大統領とマシャール副大統領が和平合意に達し、いったんは平和を取り戻すかに見えたが、2016年7月に再度、双方は軍事的に衝突。マシャール副大統領は再び解任され、和平プロセスは混とんとしている。南スーダンの和平プロセスについては、東が2016年夏に、隣国エチオピアやケニアで、国連AU担当特別代表や国連スーダン南スーダン特使の全面的な協力を得て調査を行い、NHKクローズアップ現代や、雑誌「外交」などでその結果を報告した実績があり、東が国連PKOミッションと協力し調査を企画・実施する。

#### B) 現地調査：アフガニスタン（アジアで戦闘が続いているケース）：2020年4週間

2001年のアメリカの攻撃によってタリバン政権が崩壊し、国づくりが始まったアフガニスタンだが、2005年頃から反政府武装勢力による攻勢が復活し、現在では国土の7割が、タリバンを始めとする反政府武装勢力に支配されていると見られている。アフガニスタンについては、研究代表者の位田が客員教授を務める同志社大学が、これまでに数十人の大学院生をアフガンから受け入れ、修士終了後、アフガンに戻っている。アフガン研究センターに属する中西久枝氏や位田氏が、同志社大学アフガン卒業生に依頼する形で、意識調査等を実施する。

#### C) 現地調査：シリア（中東で戦闘が続いているケース）：2020年4週間（トルコにおいて難民を相手

### に実施する予定)

内戦が続くシリアについては、2020年になっても平和が取り戻されているか予断を許さない情勢である。もし平和が回復していればその現場で、もし難しければ隣国トルコに逃れたシリア難民を対象に意識調査を実施する。またステファン・デミツラ国連シリア特使は、東が国連アフガン支援ミッションで勤務していた時の直接の上司であり、現在も連絡を取り合っている。

### D) 滋賀大学データサイエンス学部が中心となってデータ解析：2020年集計まとめ

同上学部と大芝氏、東が中心となってデータを解析。データの意義を報告書や本にまとめ、マスコミやインターネットを通じて発表すると同時に、平和的共生について理論的提示も行う。理論的な提示を行うにあたっては、研究会の主要メンバーでもある国際政治学者の福島安紀子氏や中西寛氏、経済学者の高阪章氏等のアドバイスや提言を受けながら、最終的な内容をまとめていく。

## 5. 意識調査（アンケート調査）項目

現段階のものである。これからさらに改善を続けていく。実際に実施する際には、まず英語の統一のものを作り、その後、現地語に訳して利用する。

### 5-1. 趣旨

それぞれの質問について、基本的に4段階評価で、点数が高い方が、人間の尊厳を含めた平和的共存の度合いが高く、点数が低い方が、共存の度合いが低いという設計になっている。最後に数問、自由記述の設問も作っている。全体の総合点を見ることができし、個別の質問についての得点から、その国や地域の傾向を知ることができる。

また当該質問案は、日本語と英語双方で作成し、

世界各地で利用できる（利用してもらう）モデル版を想定。ただ、それぞれの国の事情に応じて、ある質問項目がセンシティブすぎて、質問することで調査すること自体が難しくなってしまうようなケースにおいては、省略することを可とする。（特に民族やコミュニティに関する質問は難しい国もありうる。）

### 5-2. 質問表

この章の最後に記す。

## 6. まとめ

他者との平和的な共生が可能かどうかというのは、国家の運営という意味でも、組織の運営という意味でも、そして家族の維持という意味でも決定的に重要であり、人間社会が抱える最も根源的な問題と言えるかも知れない。その意味で、平和的共生が決して容易に実現できるわけではないことを、当研究会のメンバーも十分に認識している。他方で人類が、民主主義という制度を確立して「銃弾から投票へ」という競争システムを導入し、少なくとも一部の国において、国内における軍事紛争の可能性を大幅に下げること成功したのは事実である。また国家間の戦争についても、国際機構を作ったり、国際的なルールを作ることで、国家間の戦争を削減できた面もあるかも知れない。その意味で、「平和的共生を諦めるしかない」、とまでは言えないと、当研究会は考えている。完全な共生が無理でも、少しでもその方向に人類が進んでいくためにはどうすればよいのか。そのことを考える上で、本調査は、戦後、平和国家として歩んできた日本が世界に貢献する上でも大事な調査になる可能性があるかと確信している。



## 質問表 (案)

この質問表は、平和的共存に資するデータを集めることで、「人々が尊厳を持ち、平和的に共存 (Peaceful Co-living) する」ことをめざし、行うものです。答えに関するプライバシーは完全に保持されます。正直に答えて頂くことで、現状について把握することが可能になり有効な施策・政策にもつながると考えています。皆様のご協力に感謝します。

### あなた自身の中央政府、家族、企業（雇用先）などへの参加・関与について（政治的、社会的、経済的参加）

#### 1) 中央政府への参加や関与

1-A 問い：あなたは、あなたが今暮らしている中央政府の政策や意思決定に、参加していると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

1-B 問い：あなたは、あなたが今暮らしている中央政府が、あなたの要望や意見に耳を傾けそれなりに尊重してくれていると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

#### 2) 家族の意思決定への参加や関与

2-A 問い：あなたは、あなたが属する家族の意思決定に参加していると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

2-B 問い：あなたは、あなたが属する家族が、あなたの要望や意見に耳を傾け、尊重してくれていると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

#### 3) 企業（雇用先）の活動への参加や関与

3-A 問い：あなたは、あなたの勤務先（自らが営む企業で働く場合も含め）の意思決定に参加していると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

3-B 問い：あなたは、あなたの勤務先が、あなたの意見や要望に耳を傾け、それなりに尊重してくれていると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

3-C 問い：あなたは、あなたの勤務先の経済活動に貢献していると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

3-D 問い：あなたは、あなたの勤務先が、あなたの能力や経験を評価し、尊重してくれていると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

あなた自身の生活や幸福感について

4) 最低限の生活や安全の保障

- 4-A 問い：あなたは、必要最低限の衣類は所持していると感じますか？  
(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)
- 4-B 問い：あなたは、必要最低限の食事は摂取できていると感じますか？  
(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)
- 4-C 問い：あなたは、必要最低限の住居環境は獲得していると感じますか？  
(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)
- 4-D 問い：あなたは、必要な教育を受けることができる環境にいると感じますか？  
(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)
- 4-E 問い：あなたは、必要な医療を受けることができる環境にいると感じますか？  
(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)
- 4-F 問い：あなたは今、生きていく上で必要な仕事を得ていると感じますか？  
(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)
- 4-G 問い：あなたは、この一年間、犯罪や事件、攻撃などで、家族の誰かを失ったことがありますか？  
(4. 全くない 3. 一人失った 2. 二人失った 1. 三人以上失った)
- 4-H 問い：あなたは、この一年間、強盗や盗みにあったことがありますか？  
(4. 全くない 3. 一度ある 2. 二度ある 1. 三度以上ある)
- 4-I 問い：あなたは今、誰かから差別されていると感じることがありますか？  
(4. 全くない 3. たまにある 2. 頻繁にある 1. いつもある)

5) 生きていく価値

- 5-A 問い：あなたは、最近の生活の中で、生きていてよかった、と感じることがありますか？  
(4. 非常によくある 3. たまにある 2. 殆どない 1. 全くない)
- 5-B 問い：あなたは、最近の生活の中で、幸せだと感じることはありませんか？  
(4. 非常によくある 3. たまにある 2. 殆どない 1. 全くない)
- 5-C 問い：あなたは、これからも生きていくことに、希望があると感じていますか？  
(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)
- 5-D 問い：あなたは、これからも生きていくことが、幸せだと感じていますか？  
(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

**6) 平和的な共存について**

6-A 問い：あなたは、隣人、他の意見を持つ人々、他の宗教を持つ人々、他の政治団体を支持する人々と、暴力を使わずに、意見の違いを調整できると感じていますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

6-B 問い：あなたは、隣人、他の意見を持つ人々、他の宗教を持つ人々、他の政治団体を支持する人々と、意見や考え方の違いはあっても、平和的に共に生きていくことができると感じていますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

6-C 問い：あなたは、あなたの国では、人々は意見の違いをこえ、平和的に共に生きていくことができていると感じていますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

(注、ここまでの主に個人の「尊厳」や「平和的共存」に関わる場所です。以下、コミュニティの問題、コミュニティ間の平和的な共存等の問題に入ります)

**あなたが属するコミュニティについて****7) コミュニティの帰属について**

あなたは、あなたが暮らす国（政府）以外の組織や団体で、以下のどれに、最も強く親しみを感じていますか？（どのコミュニティに、一番強く帰属していると思いますか？）

- A) 「あなたが属する町や村など地元の共同体」
- B) 「あなたの属する地方自治体で最も小さなもの」
- C) 「あなたの属する民族」
- D) 「あなたの属する部族」
- E) 「あなたの属する宗教」

**8) コミュニティへの参加について**

あなたが上で選んだ、あなたが最も強く帰属するコミュニティについて伺います。

8-A 問い：あなたは、そのコミュニティの政策や意思決定に参加していると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

8-B 問い：あなたは、そのコミュニティが、あなたの要望や意見に耳を傾け、それなりに尊重してくれていると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

**9) コミュニティー間の共存や格差について**

9-A 問い：あなたは、そのコミュニティが、他のコミュニティと争いなく、共存できていると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

9-B 問い：あなたは、そのコミュニティが、他のコミュニティから差別されていると感じることがありますか？

(4. 全くない 3. たまにある 2. 頻繁にある 1. いつもある)

9-C 問い：あなたは、そのコミュニティが、他のコミュニティと比べて、経済的に極端に貧しい状況に置かれていると感じることがありますか？

(4. 全くない 3. たまにある 2. 頻繁にある 1. いつもある)

9-D 問い：あなたは、そのコミュニティが、他のコミュニティと比べて、教育について、極端に不利な状況に置かれていると感じることがありますか？

(4. 全くない 3. たまにある 2. 頻繁にある 1. いつもある)

9-E 問い：あなたは、そのコミュニティが、他のコミュニティに比べて、医療に関し、極端に不利な状況に置かれていると感じることがありますか？

(4. 全くない 3. たまにある 2. 頻繁にある 1. いつもある)

**10) 外国からの移民について**

10-A 問い：あなたは、外国からの移民をもっと受け入れることに賛成ですか？

(4. 非常に賛成 3. どちらかといえば賛成 2. どちらかといえば反対 1. 反対)

10-B 問い：あなたは、移民した人々に対し、政府のお金を使って語学教育を増やすことに賛成ですか？

(4. 非常に賛成 3. どちらかといえば賛成 2. どちらかといえば反対 1. 反対)

10-C 問い：あなたは、移民する人が増えると、犯罪率が高まると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

10-D 問い：あなたは、移民した人の子供とあなたの子供が結婚することに賛成ですか？

(4. 非常に賛成 3. どちらかといえば賛成 2. どちらかといえば反対 1. 反対)

**11) 他国との共存**

11-A 問い：あなたの今暮らしている国は、近隣国と友好的関係にあると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)

11-B 問い：あなたの今暮らしている国は、外国と戦争になっていますか？

(4. 全くない 3. 過去50年に1度あった 2. 過去50年に2度あった  
1. 過去50年に3度以上あった)

11-C 問い：あなたの今暮らしている国は、外国と将来戦争になる可能性があると感じますか？

(4. 全く感じない 3. 殆ど感じない 2. 少し感じる 1. 非常に感じる)

11-D 問い：あなたの今暮らしている国は、外国と歴史問題を抱えていると感じますか？

(4. 全く感じない 3. 殆ど感じない 2. 少し感じる 1. 非常に感じる)

11-E 問い：あなたの今暮らしている国は、外国との歴史問題について和解していけると感じますか？

(4. 非常に感じる 3. まあまあ感じる 2. あまり感じない 1. 全く感じない)



## 結章 平和的共生の実現度を図る指標の試み

---

## はじめに

前3章において平和的共生の核となる考え方や概念、視点を明らかにしてきた。これまでの平和的共生の議論が主権国家間の平和的な並存関係に重点を置かれていたものに対して、国家という抽象的な存在 (entity) は、日々生活している住民—国籍者すなわち国民のみならず、外国籍者、無国籍者も含めたそこに住み生活する人間—により構成されており、したがって、国家間に一見平和な状態が存在していたとしても、そこにいる人間について平和的共生が確保されていなければ、現在のような多様な価値観を持つ社会や国家の平和的な関係は構築しえない。真の平和的な共生は人間を視点としなければならない。

そこで、われわれの研究の最終目的として設定されている指標についても、世界、国家、共同体に生活する人間の視点から構築することが必要である。本章では、これまでの検討を基礎として、具体的な指標を提案する。

この指標提案は、多様性の世界の中で平和的共生が達成されるために必要な要素として示される。これら指標自体が目標である。この提案は I. 基本理念・原則、II. 指標、III. 指標の解釈 (例示) の3段階からなる。「基本理念・原則」は、多様性世界において平和的共生の状態が達成されているかどうかを測る際の基礎となる理念や原則を示している。言い換えれば、指標を現場で適用して評価・判断する価値基盤を示している。「指標」は、それぞれの理念・原則が十分に適用され満たされているかどうかを判断するための規準である。つまり、それぞれの住民一人一人にとって、平和的共生が実現しているかどうか、の判断基準である。一人一人の人間が、自分たちは (一人ではなく、集団として) 平和的に共に生きているか、を実際に感じているかどうかを測る物差しといえる。つまり、それぞれの理念・原則のもとで、具体的要素を評価軸として、指標を用いることにより住民の平和的共生の達成度を測ろうとするものである。基本理念・原則や指標は抽象的・一般的な内容であるため、指標が具体的に何を測るかを例示的に説明するのが「指標の解釈 (例示)」である。

以下ではそれぞれの基本理念・原則の下でどのような指標があり、そのそれぞれの指標がどのような内容を持っているかを、具体例を示しながら述べていきたい。なお、全体を解り易くするためにこの3

つの段階を表1の形で示している。

### 【基本理念・原則】

平和的共生を考えるとき、いくつかのレベルで理念及び原則が考えられなければならない。本提案ではそれを I. 人間の尊厳、II. 集団への帰属と疎外、III. 集団間の関係、IV. 平和的共生の規範の4つの概念に分けて提示している。それぞれ、個人のレベルで不可欠な要素、集団 (コミュニティー) 内における自己と他者の関係性、集団間の (緊張) 関係、平和的共生が成立・永続するための規範を意味している。

### 【I. 人間の尊厳】

平和的共生が成立するためには、まずそこに生活する個人の尊厳が尊重され、維持されなければならない。すでに述べたように、多様性世界の平和を考える上において肝要なのは、単なる主権国家間の不戦の関係ではなく、そこに生活する住民一人一人の平穏で充足した生活である。したがって、個人における尊厳が尊重されない世界は、仮に戦争や緊張がなくても、平和的共生が実現しているとは言い難い。

平和的共生の状態にあるとき、人間の尊厳は、「1. 欠乏からの自由」、「2. 恐怖からの自由」及び「3. 人間として認められること」の3つの原則が成り立つ。「人間の尊厳」という概念は、極めて深い内容を持っているが、端的に言えば、人間として取り扱われること、すなわち人間以外の犬や猫、馬や牛のように取り扱われてはならないこと、並びに、自分も他者も同じ人間であるから、互いに対等であり、かつ互いに尊重されなければならないということである。これらは、日々の生活の中でそれぞれの個人が自らの意思で自らに関わることを自己決定し、行動することができることをも意味している。

#### 1. 欠乏からの自由

この基本原則は、1941年に米国のF. ルーズベルト大統領が民主主義の原則として挙げた4つの自由のうちの一つである。ルーズベルトは、第2次大戦を背景とした戦後国際社会を想定して、あらゆる国がその住民のための健全で平和な生活を保証するような経済的合意のことを意味していたが、平和的共生の文脈においては、さらに広く、国レベルにとどまらず、個人レベルで欠乏から自由でなければ



ならない。

それゆえ、この自由を測る指標は、4つの基礎的ニーズが充足されているか、すなわち、①衣食住の確保、②健康維持の確保、③教育を受ける権利の確保、④雇用機会の確保の4点において、安定した生活が確保できているかである。それぞれの指標は、1)最低限の衣食は足りているか、2)最低限の住環境は確保されているか、3)必要な医療を受けることはできるか、4)基礎的な教育を受けることはできるか、5)最低限の生活費を稼ぐ仕事はあるか、という問いによって具体的に測ることができる。これらはいずれも国連の「ミレニアム開発目標」及び「持続可能な発展目標」にも含まれている。とりわけ前者は世界の貧困撲滅を目指したものであり、わが国憲法にいう「健康で文化的な最低限度の生活」の保障と基盤を一にしている。

翻って現在の紛争地域・紛争後地域を見ると、こうした基本的なニーズが充足されていないことが明らかである。国内の民族紛争も対立する民族間に不平等や差別が生じるがゆえに、ここに挙げた基本的ニーズが確保できていない。紛争中はもちろんのこと、紛争後の平和構築において、武力使用の再発を防ぐこととともに、これらのニーズがそれぞれの住民レベルで保障されることがその地域の安定につながり、国内の異民族・異部族間の対立の解消につながる。

## 2. 恐怖からの自由

これもルーズベルト大統領の4つの自由のうちの一つである。彼はこれを軍備縮小の提案と結び付けていたが、平和的共生においてはより一般的な内容を示す。恐怖は、集団内及び集団外から発生する。それゆえ、自己の所属する集団（コミュニティー）における⑤治安の状態がまず安全でなければならない。日常的に、安全な生活が送れることが平和を感じる必須条件である。いかに物質的に豊かであっても、治安状態が悪い状況では真に平和であると言えない。

同時に、⑥他の集団からの暴力の恐れはあるか、が問われなければならない。これは重層的に考えられる。まず、一つの集団内での治安が複数の小集団間の対立・抗争・戦闘により破られる場合が少なくない。端的に言えば、一国内における異なる集団（コミュニティー）間の対立・抗争は、平和の反対語である。こうしたいわゆる部族対立はとりわけ冷戦終

了後に頻発し、かつそれが容易には解決に至っていない状況がある。いったん国家内の統合や統一が行われても、それが持続せず、再び紛争に逆戻りする例は枚挙に暇がない。国内の異民族・異部族間の対立は歴史的・感情的に解消しがたいものがあり、国際紛争よりも解決が困難なことも少なくない。

加えて、他の集団からの暴力の恐れについては、国家間戦争がある。この種の戦争は平和条約の締結によって一応終結し、平和な状態が回復する可能性がある。ただし、この指標は、単に戦争のみをいうのではない。国連憲章にもあるように、戦争の脅威、例えば、ミサイル実験や核実験等の脅威も含まれることになる。

このように恐怖からの自由は、重層的に確保される必要がある。

## 3. 人間として認められること

この原則は、⑦他者から存在を認められること（存在理由）、⑧他者からの差別・不公平の有無（無差別）、⑨尊厳を持って生きる自由（人格の尊重）、⑩尊厳を持って生きる自由（自己決定権）の指標からなる。上に述べたように、それぞれの人が人として認められることが人間の尊厳を尊重することでもある。近年の民族・部族対立が、国外へ難民として逃れたり、国内避難民として居住地から脱出することを余儀なくされたりすることもこの中に入る。

指標「⑦存在理由 *raison d'être*」には、例えば8)他者から存在を無視されるようなことはないか、9)生きていてよかったと感じるか、10)これからも生きていくことに希望はあるか、が問われる。「生きる」ことは最低の条件であるが、それには積極的意味がなければならない。即ち、現在の自己の存在の肯定とともに、将来への希望の持てない社会は平和ではない。指標「⑧無差別」は、11)他者から差別・不平等を受けることはないか、を問うことになる。これは平和的共生の指標であると思に、人権保護の基本原則である。人権が保護されない社会は平和ではないことはすでに第二次世界大戦で明らかにされている。指標「⑨人格の尊重」は尊厳の延長線上にあり、12)人格は尊重されていると感じるか否かが問題である。つまり人が人らしく生きることを意味する。指標「⑩自己決定権」も、尊厳の重要なコア概念で、13)自分のことは自分で決定できるか、及び14)自分で決定できる条件は揃っている

か、が判断基準となる。これには、生活を送るうえでの選択肢や情報を持っているかどうか、表現・思想・信条の自由が確保されているかどうか、など、自らが自分の意思で自由に決定・判断し、行動できる状態になければならない。単に生きているのみでは、言い換えれば、「生かされている」のみでは真に人は生きていることにならない。それが人格であり、尊厳である。

## 【Ⅱ. 集団への帰属と疎外】

第2の原則は、自己がどの集団に帰属するか、また、当該集団の中で阻害されているかどうか、を中心として指標が構成される。集団への帰属と疎外の問題は、自己及び当該集団双方のアイデンティティと、ある者が帰属する又は帰属しようとする集団の包摂性 inclusiveness と排他性 exclusiveness にある。

### 4. アイデンティティ

アイデンティティの指標は4つである。自己がどの集団に帰属していると考えているかという⑪帰属集団（自己認識）、自己が、例えば民族、宗教、国籍などの複数の基準により複数の集団に帰属しているときに、いずれの集団を⑫最も重要な帰属集団と認識しているか（自己認識）、さらに、⑬他者は自分がどの集団に帰属していると認識しているか、及び⑭自己が帰属する又はその可能性のある複数集団のうちの最重要帰属集団（他者の認識）はどれか、によって判断される。

例えば15)どのような集団に属すると認識しているか、はその集団の基準により多様であり、多重的でありうる。即ち、地元・地域・地方自治体、民族・部族・宗教のグループ、職種・階級・階層のグループ、年齢・世代別のグループ、性別のグループ、イデオロギー別のグループ、収入別のグループ等、さまざまに考えられる。人は一般に、単一ではなく同時に複数の集団に属していることが普通である。それゆえ、指標としてはこれだけではなく、特に指標「⑫最も重要な帰属集団への自己認識」が肝心である。それは、自己の生活や行動と密接に結びついているので、過去—現在—未来で変化する可能性がある。したがって、まず16)複数の帰属集団のうち、もっとも重要な集団はなにか、について答えたのち、さらに、17)最も重要な集団は、10年前と現在とで、同じか、また、18)最も重要な帰属集団は、親の

場合と同じか、が問われる。

アイデンティティの基準は、自己認識に留まらない。他者がある個人、あるグループをどの集団に帰属していると認識しているか、も極めて重要である。ここでも、帰属集団は単一である場合も、複数である場合もありうる。とりあえずは、他者の目から見て、ある者が19)どの集団に帰属していると認識しているか、が第1段階であり、そのうえで、複数の集団に帰属している場合に、20)他の集団の人は自分がどの集団を最も重視していると考えるか、によって対応が異なる可能性がある。例えば、同じ国籍を持つ者の中で、宗教が異なるとか、民族が異なることによって、それぞれの他者が本人をどの集団に帰属するかを判断することによって、友好的感覚が生じたり、敵対心が生まれやすくなる。

### 5. グループの包摂性・排他性

それぞれのグループ・集団・コミュニティは、固有の包摂性や排他性を持っている。そこで、指標として、⑮帰属集団の政策・意思決定への満足度、⑯帰属集団の意思決定への参加度合い（疎外の認識）、⑰帰属集団の意思決定における尊重の度合い、⑱帰属集団の意思決定・実施に対する貢献度（自己認識）、⑲帰属集団内での意思決定・実施における貢献度（他者認識）の4つが考えられる。これは自己が集団の意思決定や活動における参加の程度であると考えられる。参加が許容される程度が高ければ高いほど、それは包摂度が高いことになるし、逆に参加の度合いが低ければ、その者は排除されていることになる。当然のことながら、参加の認識が強いほど、敵対心や緊張は抑えられるし、排斥されていると感じれば感じるほど、帰属意識が低くなり、当該集団の共通の価値の維持には消極的になる。そこから緊張や紛争の種が芽生えることになる。それゆえ、例えば、21)（最も重要な）帰属集団の政策・意思決定に満足しているか、22)（最も重要な）帰属集団での意思決定に参加しているか、23)（最も重要な）帰属集団で意見を聞いて貰っているか、24)（最も重要な）帰属集団の決定・実施で自分の意見・行動は役立っているか、25)（最も重要な）帰属集団の決定・実施において自身の意見・行動は集団内の他者から高く評価されているか、がそれぞれの指標を測る具体的な問いとなろう。

留意しておかなければならないのは、これらの指標による計測が時間軸で考える場合に、変化しうる

ことである。即ち、ある時点で自らの参加意識や貢献認識がその集団の重要な意思決定に関わっているものであっても、その後、例えばリーダーや政権の交代や経済社会体制の変化、国際状況の変動によって、自己が重要決定過程から排除されることがありうる。またその逆に、それまで排除されていた者が、中心的な役割を果たすこともありうる。とはいえ、こうした時間的変化が常に緊張を生むとは限らず、民主主義的交代や変更のプロセスが確保されていれば、排他性に直接つながるものではない。

### 【Ⅲ. 集団間の関係】

「平和」を考えると、最も重要と考えられるのが、集団間の関係である。とりわけ、大集団、つまり国家レベルでの集団間の関係が友好関係に成長し、また戦争につながる。この関係性を決定するのが、6. 集団間の相違の認識と、7. 相違グループ間の関係である。

### 6. 集団間の相違の認識

平和的共生の関係の構築で指標となるのは、⑳帰属集団の相違認識と㉑集団間の不平等認識である。この認識が強ければ強いほど、平和的共生は困難となり、希薄になればなるほど、同一意識が強くなり、共生の度合いは大きくなる。それゆえ、指標「㉑集団間の相違認識」については、例えば、26) いかなる点で、自己と他者の帰属集団の違いを認識するか、が中心となり、「利害を異にするとき、違いを認識するか」、「思想・考え方を異にするとき、違いを認識するか」、「生物学的特性を異にするとき、違いを認識するか」、「国籍を異にするとき、違いを認識するか」、などの問いが想定できる。これらの違いは、それがあったから、また差が大きかったからといって、すぐに緊張や戦争を招くものではない。多様性を肯定的・積極的にとらえれば、相違が直接に争いにつながるわけではなく、多様性が逆に新たな創造性をも生み出す源にもなる。しかし、多様性に対する許容度が低ければ低いほど、この相違の認識はネガティブな方向に働き、緊張が生じ、拡大する。

この緊張の発生の原因となり、またその拡大に相乗的効果を生む可能性があるのが、指標「㉑集団間の不平等認識」である。これに対する問いは、27) いかなる点で、自己と他者の帰属集団の不平等・差別を強く感じるか、である。具体的には、「経済的

な格差が顕著なとき、不平等・差別を感じるか」、「経済的な格差が顕著なとき、不平等・差別を感じるか」、「政治的勢力に差があるとき、不平等・差別を感じるか」、「社会的差別が強いとき、不平等・差別を感じるか」、「医療的機会・教育機会に差があるとき、不平等・差別を感じるか」である。

### 7. 相違グループ間の関係

一国内の緊張や抗争は、指標㉒で見たとおり相違が認識され、㉒で述べたように差別や不平等が生じることによって、発生し、拡大する可能性が出てくる。しかし、双方のグループ間で接触や交渉などがなければ、それが新たな緊張の発生やエスカレートにつながるわけではない。集団間の相互関係・相互活動が対立や戦争を生むことにつながる。それゆえ、ここでの指標は、㉓過去・現在・未来における集団間対立・紛争、及び㉔異なる集団に対する見方である。

前者の指標は、すでに上で示唆したように時間軸を考慮に入れるものである。それゆえ、28) 過去に戦争・暴力事件を経験したことがあるか、29) 現在、重要な対立事項を抱えているか、30) 将来、戦争・暴力事件が起こる可能性がとりざたされているか、などが問われる。もちろん、過去又は現在に戦争等があるからといって、現在、未来に戦争などがあるとは限らない。しかし、この指標は対立等の「可能性」を測るものである。それゆえ、これらの問いに対する答えが否であればあるほど、現在または将来に向けて平和的共生の可能性が高くなる。逆に、答えが是であればあるほど、安定度は低くなる。

指標「㉔異なる集団に対する見方」は、31) 役割分担（相互補完的）であるか、32) 強弱の関係か、また33) 善悪の判断か、34) 好きか嫌いか、などによって緊張度の高まりが異なることになり同時にそれは友好関係度を測る目安でもある。

### 【Ⅳ. 平和的共生の規範】

平和的共生を構築し、維持するためには客観的な平和的共生の規範の策定と遵守が必要と考えられる。これは必ずしも厳格な法規範（国際法や国内法）でなくても、道徳倫理規範であってもよい。いずれにせよ、国際社会においては法規範は真の意味での強制機能を持っていないから、規範において重要なのは、それが客観的な社会規範であると認識されることと及びそれが遵守されることである。つまり、

社会規範意識と遵守意識がなくてはならない。その中で、平和的共生を考えると、指標となる中心規範は、④非暴力、⑤寛容、そして⑥責任である。これらの規範が共有されることが平和的共生の基盤といえる。

指標「④非暴力」については、35) 対立があっても暴力は行使してはいけないか、という問い、即ち、紛争は平和的手段で解決されるという規範の存在が重要である。国連憲章第6章「紛争の平和的解決」は正にこれを示している。但し、これには、最後の手段としての戦争・武力行使が最終的に否定されなければ、実効性は十分に担保されない。また、指標「⑤寛容」は、36) 外から入ってくる人を排斥せず、受け入れるべきか否か、が規範の内容であり、寛容度の高い国家、集団、コミュニティーであればあるほど、平和的共生に近いことになる。

最後の指標「⑥責任」は、遵守には相当程度の責任が伴う、という考え方である。具体的には、平和のためのコスト感覚が不可欠である。それゆえ、37) 平和的共生の規範を遵守するために、コストを負担することができるか、またどこまで負担できるか、が問われる。この平和的共生へのコストの観点極めて重要であり、問題は、「国家レベルでコスト負担することができるか」、「集団・地域レベルでもコ

スト負担することができるか」、「個人レベルでもコスト負担する用意があるか」にかかっている。

## おわりに

平和はそのための努力なくしては得られない。このことを改めて認識しなければならない。とりわけ、多様性の世界においては、「異」に対する心理的負担から始まって、実際の異なる価値観、意思・判断、行動パターン、生活様式などを乗り越えて、「共に生きる」ことは容易ではない。しかし、多様性の中で共に生きることができなければ人類の滅亡につながる。我々はこのことを念頭において、平和的共生の指標を認識し、適用、実施して行かなければならないのである。

忘れてはならないのは、多様性世界の平和的共生は努力やコストなどの負担のみを強いるものではないこと、つまり、多様性がこれまでにない様々な創造的可能性を内包していることである。将来の地球社会に多様性の大きな花が咲き誇ることを想像しながら、我々の努力は続く。この提案は、そうした未来社会に進むための指標であり、目標なのである。



表1 多様性世界の平和的共生の指標  
 — 平和的共生のための必要要素（理念/原則・指標・指標の解釈） —

	理念・原則	指標	指標の解釈（例示）
Human dignity	I. 人間の尊厳		
Freedom from want	1. 欠乏からの自由	①基礎的ニーズの充足（衣食住の確保） ②基礎的ニーズの充足（健康維持の確保） ③基礎的ニーズの充足（教育を受ける権利確保） ④基礎的ニーズの充足（雇用機会の確保）	1) 最低限の衣食は足りているか 2) 最低限の住環境は確保されているか 3) 必要な医療を受けることはできるか 4) 基礎的な教育を受けることはできるか 5) 最低限の生活費を稼ぐ仕事はあるか
Freedom from fear	2. 恐怖からの自由	⑤日々の安全・安心の確保（内部での安心） ⑥日々の安全・安心の確保（外部からの安全）	6) コミュニティにおける治安はよい状態か 7) 他の集団からの暴力の恐れはあるか
Recognition as human being	3. 人間として認められること	⑦他者から存在を認められること（存在理由） ⑧他者からの差別・不公平の有無（無差別） ⑨尊厳を持って生きる自由（人格の尊重） ⑩尊厳を持って生きる自由（自己決定権）	8) 他者から存在を無視されるようなことはないか 9) 生きていてよかったと感じるか 10) これからも生きていくことに希望はあるか 11) 他者から差別・不平等を受けることはないか 12) 人格は尊重されていると感じるか 13) 自分のことは自分で決定できるか 14) 自分で決定できる条件は揃っているか （選択肢・情報の有無、表現・思想・信条の自由の確保など）
Intra-group relation	II. 集団への帰属と疎外		
Identity	4. アイデンティティ	⑪帰属集団（自己認識） ⑫複数の帰属集団における最重要集団（自己認識） ⑬帰属集団（他者の認識） ⑭最重要帰属集団（他者の認識）	15) どのような集団に属すると認識しているか（多重回答可能*） 地元・地域・地方自治体 民族・部族・宗教のグループ 職種・階級・階層のグループ 年齢・世代別のグループ 性別のグループ イデオロギー別のグループ 収入別のグループ 16) 複数の帰属集団のうち、もっとも重要な集団はなにか 17) 重要な集団は、10年前と現在とで、同じか 18) 重要な帰属集団は、親の場合と同じか 19) 他の集団の人は自分がどの集団に帰属すると見ているか 20) 他の集団の人は自分がどの集団を最も重視しているか

Inclusiveness and exclusiveness	5 グループの包摂性・排他性	⑮ 帰属集団の政策・意思決定への満足度	21) (最重要な) 帰属集団の政策・意思決定に満足しているか
		⑯ 帰属集団の意思決定への参加度合い (疎外の認識)	22) (最重要な) 帰属集団での意思決定に参加しているか
		⑰ 帰属集団の意思決定における尊重の度合い	23) (最重要な) 帰属集団で意見を聞いて貰っているか
		⑱ 帰属集団の意思決定・実施に対する貢献度 (自己認識)	24) (最重要な) 帰属集団の決定・実施で自分の意見・行動は役立っているか
		⑲ 帰属集団内での意思決定・実施における貢献度 (他者認識)	25) (最重要な) 帰属集団の決定・実施において自身の意見・行動は集団内の他者から高く評価されているか
Inter-group relation	Ⅲ. 集団間の関係		
Awareness of diversity	6. 集団間の相違の認識	⑳ 帰属集団の相違認識	26) いかなる点で、自己と他者の帰属集団の違いを認識するか 利害を異にするとき、違いを認識するか 思想・考え方を異にするとき、違いを認識するか 生物学的特性を異にするとき、違いを認識するか 国籍を異にするとき、違いを認識するか
		㉑ 集団間の不平等認識	27) いかなる点で、自己と他者の帰属集団の不平等・差別を強く感じるか 経済的な格差が顕著なとき、不平等・差別を感じるか 経済的な格差が顕著なとき、不平等・差別を感じるか 政治的勢力に差があるとき、不平等・差別を感じるか 社会的差別が強いとき、不平等・差別を感じるか 医療的機会・教育機会に差があるとき、不平等・差別を感じるか
Interaction of groups	7. 相違グループ間の関係	㉒ 過去・現在・未来における集団間対立・紛争	28) 過去に戦争・暴力事件を経験したことがあるか 29) 現在、重要な対立事項を抱えているか 30) 将来、戦争・暴力事件が起こる可能性がとりざたされているか
		㉓ 異なる集団に対する見方	31) 異なる集団との違いは役割分担 (相互補完) を生むと考えるか 32) 異なる集団に対してはどちらが強い (強弱) をまず考えるか 33) 異なる集団に対して良い集団かどうか (善悪) をまず考えるか 34) 異なる集団に対しては、好きかどうか (好悪) をまず考えるか
Framework for peaceful co-living	Ⅳ. 平和的共生の規範		
Sharing norms	8. 平和的共生の規範	㉔ 非暴力	35) 対立があっても暴力は行使してはいけないか
		㉕ 寛容	36) 外から入ってくる人を排斥せず、受け入れるべきか
		㉖ 責任	37) 平和的共生の規範を遵守するために、コストを負担することができるか 国家レベルでコスト負担することができるか 集団・地域レベルでもコスト負担することができるか 個人レベルでもコスト負担する用意があるか

## 研究会開催経過

---

### 第1回

日時：2015年10月3日（土）13:00～4日（日）13:00

場所：国際高等研究所

内容：趣旨説明、課題の解釈、各自の視点について

### 第2回

日時：2015年11月15日（日）13:00～18:00

場所：メルパルク京都

内容：キーワードの定義、「人間の尊厳」を損なう事態について他

### 第3回

日時：2015年12月26日（土）13:00～27日（日）13:00

場所：国際高等研究所

内容：具体的な指標の骨格と評価について

### 第4回

日時：2016年2月11日（木）13:00～18:00

場所：キャンパスプラザ京都

内容：指標の枠組み、アンケートの要素について

### 第5回

日時：2016年9月15日（木）13:00～18:00

場所：キャンパスプラザ京都

内容：指標の枠組み、アンケートの要素、今後の進め方について

### 第6回

日時：2017年12月9日（土）11:30～14:30

場所：TKP 京都駅前カンファレンスセンター

内容：具体的な指標の枠組み、科学研究費申請、今後の進め方について

### 第7回

日時：2018年3月1日（木）13:00～16:00

場所：キャンパスプラザ京都

内容：具体的な指標の枠組み、日英報告書について



## 研究会メンバー

---

代表者

位田 隆一	国際高等研究所副所長、滋賀大学長
吾郷 真一	立命館大学法学部教授
大芝 亮	青山学院大学国際政治経済学部教授
高阪 章	大阪大学名誉教授（大学院国際公共政策研究科）
内藤 正典	同志社大学大学院グローバルスタディーズ研究科教授
中西 久枝	同志社大学大学院グローバルスタディーズ研究科教授
中西 寛	京都大学公共政策大学院教授
東 大作	上智大学グローバル教育センター准教授
福島 安紀子	青山学院大学地球社会共生学部教授
星野 俊也	国際連合日本政府代表部大使次席常駐代表
峯 陽一	同志社大学大学院グローバルスタディーズ研究科教授
最上 敏樹	早稲田大学政治経済学部教授
モジュタバ・サドリア	Director, Think Tank for Knowledge Excellence
モンテ・カセム	立命館大学国際平和ミュージアム館長
前田 直子	京都女子大学法学部准教授

※所属・役職は2018年3月31日現在のものです。



最終報告書

多様性世界の平和的共生の方策

---

2018年5月

公益財団法人国際高等研究所

〒619-0225 京都府木津川市木津川台9丁目3番地

TEL:0774-73-4001 FAX:0774-73-4005 E-mail:mirai@ias.or.jp

<http://www.ias.or.jp/>

---



〒619-0225 京都府木津川市木津川台 9 丁目 3 番地

TEL : 0774-73-4001 FAX : 0774-73-4005 <http://www.ias.or.jp/>